北宮小学校いじめ防止基本方針

東大阪市立北宮小学校 令 和 6 年 4 月

1 いじめ防止に関する本校の考え方

基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要であり、いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければならない。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に粘り強く 取り組むことが必要である。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではなく、いじめ防止に向けて、地域社会全体が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要である。

そのため、地域協働の活動を通じて、いじめを許さない環境(雰囲気)を生み出す必要があり、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として 大切にできる感性を育むことが大切である。

2 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法(以下、「法」という)第2条には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も 多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形 式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って、当該児童の表情や様子をきめ 細かく観察するなどして確認する必要があり、「心身の苦痛を感じているもの」といった ように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

そして、具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- · SNS(パソコンや携帯電話等)で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ただし、「いじめ」であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要である。 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、子どもの 生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な ものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連 携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ防止のための本校の組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、児童支援コーディネーター、特別支援コーディネーター、 各学年主任、不登校対策担当、養護教諭等

- (3) 役割
 - ア 学校いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめの未然防止
 - ウ いじめの組織的対応
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ 年間計画の介画と実施
 - カ 年間計画進捗のチェック
 - キ 各取組の有効性の検証
 - ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取組状況の把握と検証(PDCA)

- いじめアンケートを用いて児童の様子について把握し、いじめの兆候をいち早く見つけ、 的確にかかわり対応していく。
- ・いじめ対策委員会では、年4回(年度初め、各学期)いじめ対策会議を実施し、取組みが 計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応 じた学校基本方針や計画の見直しを行う。
- 問題発生時

子ども・保護者対応 ⇒学年で情報共有

⇒子ども・保護者対応

管理職に報告・連絡・相談

*場合によって、ケース会議 いじめ対策委員会を実施する。

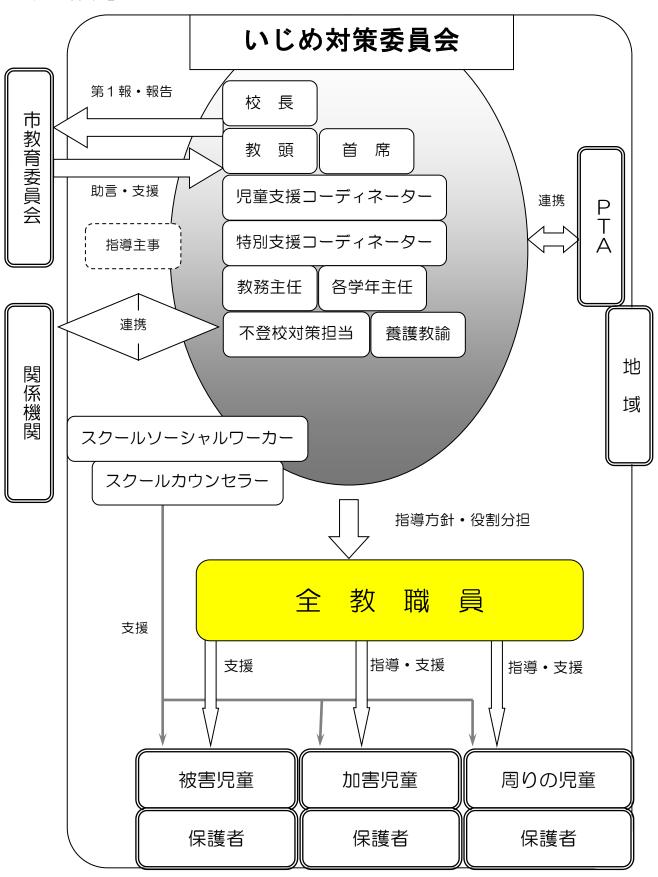
5 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

| | | 安全 | 児童会・委員会・クラブ |
|-------|----------------|--------------|--------------------------------|
| 4月 | 年間計画作成 | 次 | 児童会選出 |
| . , 3 | 学校生活規則の確認 | 通学路確認 | 第1回委員会 |
| | 週番(登校見守り・あいさつ) | | 離任式・対面式 |
| | 『学校のきまり』配布 | | |
| | いじめ対策委員会① | | |
| 5月 | | | |
| 0 / 5 | いじめアンケート | 水區下 及 | 第1回クラブ |
| | スクリーニングシート記入 | | |
| | スクリーニング会議 | | |
| | 生指事例研 | | |
| 6月 | | 校区巡視(休日参観後) | |
| 7月 | | 不審者対応防犯訓練 | |
| | 夏休みの生活指導 | 職員研修訓練 | [|
| | 『夏休みのくらし』配布 | 集団下校 | 基北 |
| | いじめ対策委員会② | | |
| 8月 | いじめ・不登校研修 | | 基づく児童会活動 夏休み作品展 北宮文化祭(仮) |
| 9月 | 登校指導 | 880万人訓練 | まります |
| | | 交通安全教室 1,3 年 | 夏休み作品展 |
| | | | 数 ド |
| 10月 | いじめアンケート | | 運動会の取り組み |
| | スクリーニングシート記入 | | 愛ガード集会② |
| | スクリーニング会議 | | |
| 11月 | | | きょうだい学年活動 |
| 12月 | 冬休みの生活指導 | 避難訓練(火災) | すこやか走ろう歩こう |
| | 『冬休みのくらし』配布 | 集団下校 | デー |
| | いじめ対策委員会③ | | |
| 1月 | 登校指導 | 臨時避難訓練 | |
| | | (予告なし:地震) | |
| | | | |
| 2月 | いじめアンケート | | クラブ見学 |
| | スクリーニングシート記入 | | クラブ(最終) |
| | スクリーニング会議 | | |
| 3月 | 春休みの生活指導 | 集団下校 | 6年お別れ会 |
| | 『春休みのくらし』配布 | | 委員会(最終) |
| 1 | | | |

6 いじめ防止への本校の校内体制

「校内体制」



7 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

ア 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団づくりを進めていくことが必要である。

とりわけ学校では、児童が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育んでいくための取組を、各教科、道徳、特別活動、未来市民などの機会を通じて、総合的に推進していくことが必要である。

(2) いじめの早期発見

ア 小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って 行われたりするなど、他人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがあります。 小さな兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持つことが何より大事である。

そして、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の 周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えなければならない。

イ 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければならない。

(3) いじめへの対処

ア 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ(あるいはいじめの可能性)が確認された場合、まずはいじめを受けた子ども やいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先である

関係者で緊密に連携した上で、いじめたとされる児童に対して事実関係の確認を行う。

イ いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要である。出席停止の対応を含め、いじめた児童生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えなければならない。また、この際、大切なことはいじめた児童の保護者との連携である。事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めることが大切である。

いじめた児童自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、

行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。

いじめた児童が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、成長支援の観点を踏まえ規範意識や社会性を育成していかなければならない。また、必要に応じて警察や福祉機関との連携による指導も必要である。

ウ 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした児童の中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいる。いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければならない。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童にとっては孤独感や孤立感を強める存在であること理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要である。

(4) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」 状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。